

水稻農家と子どもたちのための地産地消推進事業

市内水稻農家から令和5年小松島市産米をJA東とくしまを通じて買い上げ、市内の小中学生のいる家庭へ給付します。

市内水稻農家の方へ ※申請者が多数の場合は抽選となります。

支援対象者 以下の(1)～(3)すべてを満たす方が支援対象者となります。

- (1) 6月30日(金)までに、JA東とくしまと令和5年産米買取米穀取引契約を締結している者
- (2) 令和4年度に主食用米を販売した実績のある市内に住所を有する水稻栽培農家
- (3) 令和5年産コシヒカリを9月29日(金)までにJA東とくしまへ出荷し、農産物検査の結果一等米となった主食用米を出荷した者

※ただし、上記の要件を満たす方でも下記のいずれかに該当する場合は、支援を受けることができません。

- (1) 令和4年度に、小松島市認定農業者支援給付金の給付を受けた者
- (2) 小松島市暴力団排除条例(平成24年小松島市条例第29号)第2条に規定する暴力団等に該当する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、支援金支給事業の趣旨に照らして適当でないと市長が認める者

支援額 令和5年産一等米コシヒカリの主食用玄米1袋(30kg)あたり3,500円前後を想定
 ※1経営体につき5袋までです。※支援金とは別に米の買取代金はJA東とくしまから支払われます。
 ※支援金は課税対象所得になります。

手続きについて

(1) 6月30日(金)までに、JA東とくしまと令和5年産米買取米穀取引契約を締結してください。

(2) 次の書類を市農林水産課に提出してください。

- ① 支援金交付申請書(様式第1号)
- ② 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ③ JA東とくしまとの令和5年産米買取米穀取引契約書の写し
- ④ 令和4年度に主食用米を販売したことを証明できる書類の写し(精算通知書、支払明細書、販売伝票等)
- ⑤ 公的身分証明書等の写し(法人は、登記事項証明書等)
- ⑥ 支援金の振込みを希望する金融機関の通帳等の写し

ただし、令和4年度において、JA東とくしまに出荷している者は、③の書類の提出を省くことができます。

(3) 申請期間 6月1日(木)から30日(金)(消印有効) ※持参の場合は平日午前8時30分から午後5時15分まで

支援金振込予定期間 令和6年1月下旬から3月末に順次振込予定です。

- ① 支援金交付申請書(様式第1号)
- ② 誓約書兼同意書(様式第2号)の様式は、市農林水産課に備え付けまたは市ホームページに掲載しています。

小中学生のいる世帯の方へ

対象者 以下のいずれかに該当する児童・生徒の保護者

- (1) 本市小中学校に就学している児童・生徒
- (2) 本市に住民登録のある方で、区域外に就学している児童・生徒
- (3) 本市に住民登録のある方で、本市内外の特別支援学校等に就学している児童・生徒

給付品 1世帯に玄米1袋(30kg) ※小・中学校等に就学している児童・生徒が複数名いる場合も1世帯1袋。

給付方法 『小松島市子育て応援米引換券』が9月中旬から順次郵送されますので、記載されている日時(10月以降)にJA東とくしま経済センター(小松島町字門田2-1)で引換券と給付品を交換してください。※各家庭までの配送はありません。

申込書等の提出について

- ・**対象者(1)の方** 学校を通じて配付される申込書に必要事項を記入の上、原則、学校を通じて市農林水産課へ提出してください。
- ・**対象者(2)(3)の方** 市農林水産課に備え付けている申請書または、市ホームページに掲載されている申請書に必要事項を記入し、市農林水産課に郵送、メールまたは持参により提出してください。

申込期限 6月30日(金)(当日消印有効) ※持参の場合は平日午前8時30分から午後5時15分まで

【申込・お問い合わせ先】 市農林水産課 (〒773-8501 小松島市横須町1番1号)

☎ 34・9292 / FAX 34・9992

Mail:nourin@city.komatsushima.i-tokushima.jp



詳しくはこちら



詳しくはこちら

